

# 「生活援助サービス」の再確認

## ①-1 平成12年3月17日 老計第10号 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」

### 2 生活援助

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(そのために必要な一連の行為を含む)であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。(生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということができる。)

※ 次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- (1) 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- (2) 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

## ①-2 平成12年11月16日 老振第76号 「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」

一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例

### 1. 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・自家用車の洗車・清掃 等

### 2. 「日常生活の援助」に該当しない行為

[1]訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり ・花木の水やり ・犬の散歩等ペットの世話 等

[2]日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り ・植木の剪定等の園芸 ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

## ② 平成12年2月10日 厚生省告示第19号

### 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表 注3

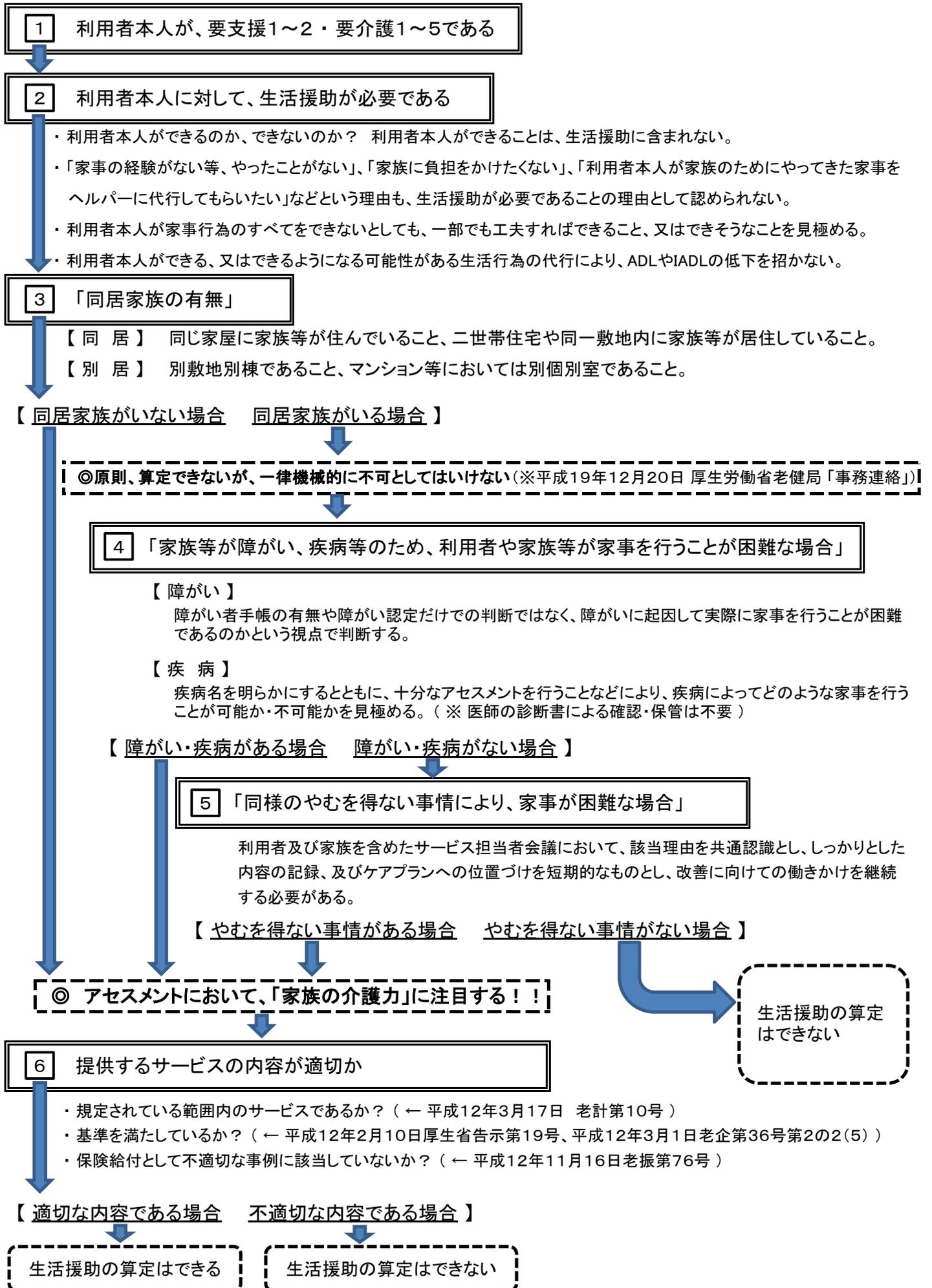
生活援助については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行なうことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。)が中心である指定訪問介護を行なった場合に所定単位数を算定する。

## ③ 平成12年3月1日 老企第36号 第2の2(5) [注3] 「生活援助中心型」の単位を算定する場合

注3において「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。

# 生活援助算定の判断と流れ



「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表  
指定居宅サービス介護給付費単位数表

1 訪問介護費

イ 身体介護が中心である場合

- |                        |   |
|------------------------|---|
| (1) 所要時間 30分未満の場合      | 231 単位  |
| (2) 所要時間 30分以上1時間未満の場合 | 402 単位  |
| (3) 所要時間 1時間以上の場合      | 584単位に所要時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を<br>加算した単位数 |

ロ 生活援助が中心である場合

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| (1) 所要時間 30分以上1時間未満の場合 | 208 単位 |
| (2) 所要時間 1時間以上の場合      | 291 単位 |

注3

注3：資料 1ページ「生活援助サービスの再確認」②をご覧ください。

注5

身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が30分を増すごとに83単位(249単位を限度とする。)を加算した単位数を算定する。

## 「同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合」とは…

- ① 家族が就労等で、長時間にわたり日中不在になり、利用者のために必要な家事、日常生活上の世話をを行うことが困難であること
- ② 同居家族の介護拒否、介護放棄が認められる場合であって、援助又は支援が期待できず、家事、日常生活上の世話をを行うことが困難であること
- ③ その他の事情により、家事、日常生活上の世話をを行うことが困難であること
  - ・ 家族が介護疲れや共倒れ等の深刻な問題が起きるおそれがある場合
  - ・ 家族が仕事で不在の時であっても、家事等を行わなければ、日常生活に支障がある場合

### 【注意事項（「同様のやむを得ない事情」とは認められない場合）】

- ① 家事ができない(又はしたことがない)、仕事・育児などで忙しい、苦手だ、遠慮があって頼みにくいなど  
⇒ 「これまでしたことがない」という場合は、支援の必要性が生じる前はどのような状況だったのか、また、その生活行為が「できない」のか「していない」のかを明確にする必要があります。
- ② 同居家族が就労などによって日中独居となる場合、家族が滞在している時間帯(夜間及び休日)において対応すれば事足りるもの
- ③ 夫婦のどちらかが要介護(又は要支援)の利用者である老夫婦世帯の場合、高齢者世帯という理由だけでは、認められません。  
⇒ ただし、家事をこなせない身体状況であれば、要支援・要介護者のために限定されるサービスは認められます。
- ④ 同居家族等が共有部分を使用していると認められた場合、共有部分の掃除については、原則、認められません。  
⇒ 利用者、同居家族等に十分説明し、理解を得ることに努める必要があります。  
⇒ それでも、利用者の生活実態を鑑みたときに、利用者の健康状態が著しく損なわれるおそれが生じるような場合、利用者が日常生活を送る上で、著しくその安全が脅かされる状況が予測される場合には、その事案ごとでの判断が必要になります。

# 補 足 資 料

## 『 介護保険法 』

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が ‘尊厳を保持’ し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

- 2 前項の保険給付は、‘要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われる’とともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、‘可能な限り、その居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮’されなければならない。

### 第八条

- 2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム(第十一項及び第二十項において「有料老人ホーム」という。)その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。)において介護を受けるもの(以下「居宅要介護者」という。)について、その者の ‘居室において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話’であつて、厚生労働省(定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第十五項第二号に掲げるものに限る。)又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。

## 『 介護保険法施行規則 』

第五条 法第八条第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事(居宅要介護者(同項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。))が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、‘これらの者が自ら行うことが困難な家事’であつて、‘居宅要介護者の日常生活上必要なもの’とする。第十七条の二及び第十七条の五において同じ。)、生活等に関する相談及び助言その他の ‘居宅要介護者に必要な日常生活上の世話’とする。

## 『 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 』

### 第十三条

- 4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の ‘保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等’の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない